

# 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例

昭和38年3月8日  
三重県条例第11号

施行 昭和38年4月1日（附則）  
改正 昭和41年10月7日 三重県条例第44号  
平成4年3月27日 三重県条例第22号  
平成15年12月24日 三重県条例第66号  
平成18年10月24日 三重県条例第71号  
平成29年10月17日 三重県条例第57号  
令和2年10月21日 三重県条例第57号

（目的）

第1条 この条例は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し、もつて県民及び滞在者の平穏な生活を保持することを目的とする。

（粗野、乱暴又は卑わいな行為の禁止）

第2条 何人も、道路、公園、広場、駅、興行場、飲食店その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）又は自動車、電車、乗合自動車、船舶その他の公共の乗物（以下「公共の乗物」という。）において、多数でうろつき、又はたむろして、通行人、入場者、乗客等の公衆に対し、いいがかりをつけ、すごむ等不安を覚えさせるような言動をしてはならない。

2 何人も、正当な理由がないのに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 人の身体に、直接又は衣服その他の身に着ける物の上から触れること。

(2) 通常衣服で隠されている人の身体又は下着をのぞき見し、又は撮影し、若しくはその目的で撮影機器を人に向け、若しくは設置すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、公共の場所又は公共の乗物において、卑わいな言動をすること。

3 何人も、祭礼又は興行その他の娯楽的催物に際し、多数の人が集まっている公共の場所において、正当な理由がないのに、人を押しのけ、物を投げ、物を破裂させる等により、その場所における混乱を誘発し、又は助長するような行為をしてはならない。

4 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、正当な理由がないのに、刃物、鉄棒、木刀その他の人の身体に危害を加えるのに使用することができる物を、通行人、入場者、乗客その他の公衆に対し、不安を覚えさせるような方法で携帯してはならない。

一部改正〔平成15年条例66号・18年71号・令和2年57号〕

（不当な金品の要求行為（たかり行為）の禁止）

第3条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、通行人、入場者、乗客等の公衆に対し、いい

がかりをつけ、すごむ等不安をいだかせるような方法を用いて、金品を要求してはならない。

(押売行為等の禁止)

第4条 何人も、住居その他の他人の現在する建造物を訪れて、物品の売買、又は物品の修理若しくは加工、遊芸その他の役務の提供又は広告若しくは寄付の募集（以下この条において「売買等」という。）を行うに際し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 売買等の申込みをことわられたのにかかわらず、不安をいだかせるような方法を用いて、しつように要求し、又は物品を展示し、すわり込む等すみやかにその場から立ち去らないこと。
- (2) 犯罪又は暴力的性行をほのめかし、いいがかりをつけ、住居、建造物、器物等にいたずらする等不安又は困惑を覚えさせるような言動をすること。
- (3) 依頼又は承諾がないのに、品物の配布、修理若しくは加工、遊芸その他の役務の提供又は広告を行つて、その対価をしつように要求すること。

2 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、売買等を行うに際し、不安を覚えさせるような著しく粗野若しくは乱暴な言動をし、又は依頼若しくは承諾がないのに、物品の配布、修理若しくは加工、遊芸その他の役務の提供を行つて、その対価をしつように要求してはならない。

一部改正〔平成18年条例71号〕

(景品買行為等の禁止)

第5条 何人も、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号の営業（まあじやん屋を除く。以下この条において「ぱちんこ屋等」という。）に係る営業所又はその付近において、ぱちんこ屋等の営業者が遊技客に賞品として交付した物品を転売するため、又は転売する目的を有する者に交付するため、うろつき、又は遊技客につきまとして、物品を買い、又は買おうとしてはならない。

2 何人も、ぱちんこ屋等の営業所又はその付近において、ぱちんこ屋等の営業者が遊技客に放出した賞品玉を転売若しくは賞品と交換するため、又は転売若しくは賞品と交換する目的を有する者に交付するため、うろつき、又は遊技客につきまとして、賞品玉を買い、又は買おうとしてはならない。

一部改正〔昭和41年条例44号・平成4年22号・18年71号・令和2年57号〕

(乗車券等の不当な売買行為（ダフヤ行為）の禁止)

第6条 何人も、乗車券、急行券、指定券、寝台券その他の運送機関を利用することができる権利を証する物又は入場券、観覧券、駐車券その他公共の娯楽施設を利用しうる権利を証する物（以下この条において「乗車券等」という。）を不特定の者に転売するため、又は不特定の者に転売する目的を有する者に交付するため、乗車券等を公共の場所又は公共の乗物において、買い、又は人の身边に立ちふさがり、若しくはつきまとい、人に呼び掛け、ちらしその他これに類する物を配布し、若しくは公衆の列に加わつて買おうとしてはならない。

2 何人も、転売する目的で得た乗車券等を、公共の場所又は公共の乗物において、不特定の者に売り、又は人の身边に立ちふさがり、若しくはつきまとい、人に呼び掛け、ちらしその他これに類する物を配布し、若しくは乗車券等を展示して売ろうとしてはならない。

一部改正〔平成15年条例66号・18年71号〕

(不当な客引行為等の禁止)

第7条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) わいせつな見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売若しくは提供について客引きをし、又は人に呼び掛け、若しくはビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して客を誘引すること。
  - (2) 売春類似行為（対償を受け、又は受ける約束で、不特定の同性の相手方と性交類似行為をすることをいう。）をするため、公衆の目に触れるような方法で客引きをし、若しくは客待ちをし、又は人に呼び掛け、若しくはビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して客を誘引すること。
  - (3) 異性による接待（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第3項に規定する接待をいう。以下この条において同じ。）をして酒類を伴う飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供について、客引きをし、又は人に呼び掛け、若しくはビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して客を誘引すること（客の誘引にあつては、当該誘引に係る異性による接待が性的好奇心をそそるために人の通常衣服で隠されている下着又は身体に接触し、又は接触させる卑わいな接待である場合に限る。）。
  - (4) 前三号に掲げるもののほか、人の身体又は衣服をとらえ、所持品を取り上げ、身辺に立ちふさがり、又はつきまとう等しつように客引きをすること。
- 2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為を行わせしてはならない。
- 3 何人も、第1項第1号又は第3号に掲げる行為の状況等を勘案してこの項の規定による客待ちの規制を行う必要性が高いと認められるものとして三重県公安委員会が指定する三重県の区域内の公共の場所において、第1項第1号又は第3号（同号に掲げる客引きで性的好奇心をそそるために人の通常衣服で隠されている下着又は身体に接触し、又は接触させる卑わいな接待に係るものに限る。）に掲げる客引きを行う目的で、公衆の目に触れるような方法で客待ちをしてはならない。
- 4 警察官は、前項の規定に違反して客待ちをしていると認められる者に対し、当該客待ちをやめるよう命じることができる。

一部改正〔平成15年条例66号・18年71号〕

(ピンクビラ等の配布行為等の禁止)

第8条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次の各号のいずれかに該当する内容のものであつて、電話番号等の連絡先を記載したビラその他の文書図画（以下この条において「ピンクビラ等」という。）を配布してはならない。

- (1) 衣服を脱いだ人の姿態又は下着姿、水着姿その他各種制服姿等の写真又は絵であつて、人の性的好奇心をそそるもの
  - (2) 人の性的好奇心に応じて人に接触する役務の提供を表す文言又は図柄
- 2 何人も、公衆電話ボックス内、公衆便所内その他公衆の用に供する建築物内又は公衆の見やすい屋外の場所に、ピンクビラ等をはり付けその他の方法により掲示し、又は配置してはならない。
- 3 何人も、みだりに、人の住居、店舗、事務所その他の建造物又は自動車、自転車その他の乗物

にピンクビラ等を配布し、又は差し入れてはならない。

- 4 何人も、前三項の規定に違反して、ピンクビラ等を配布し、掲示し、若しくは配置し、又は差し入れる目的で、当該ピンクビラ等を所持してはならない。
- 5 何人も対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に第1項から第3項までの規定に違反する行為を行わせてはならない。

追加〔平成18年条例71号〕

(つきまとい等の嫌がらせ行為の禁止)

第9条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等及び同条第3項に規定するストーカー行為を除く。）を反復して行い、著しい不安又は迷惑を覚えさせてはならない。

- (1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所の付近において見張りをし、これらの場所に押し掛け、又はこれらの場所の付近をうろつくこと。
  - (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - (3) 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。
  - (4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - (5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
  - (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 2 前項第5号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
- (1) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。）の送信を行うこと。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

追加〔平成18年条例71号・29年57号〕、一部改正〔平成29年条例57号〕

(粗暴な行為による座席の占拠又は座席等の不当な供与行為の禁止)

第10条 何人も、公共の乗物又は公共の場所において、乗客、入場者等に対して、すごみ、暴力的性行をほめかす等によつて威力を示し、不当に座席を占め、又は不当に占めている座席を譲ることを拒んではならない。

2 何人も、不特定の者に対し、公共の乗物又は公共の場所において、これらにおける座席、座席を占めるための列の順位又は駐車場所（以下この条において「座席等」という。）を占めることができる権利を対価を得て供与し、又は座席等を占めて、若しくは人につきまとして、座席等を占めることができる権利を対価を得て供与しようとしてはならない。

追加〔平成18年条例71号〕

（夜間における静穏を害する行為の禁止）

第11条 何人も、夜間（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。）、公共の場所において、正当な理由がないのに、人声、楽器又は音響装置の音等を異常に大きく出して近隣の静穏を害し、公衆に不安を覚えさせるような行為をしてはならない。

2 警察官は、前項の規定に違反する行為が現に行われているときは、当該違反行為をしている者に対し、当該違反行為の中止その他必要な措置を命じることができる。

追加〔平成18年条例71号〕

（モーターボート等による危険行為の禁止）

第12条 何人も、通常、人が遊泳し、又は手こぎのボートその他の小舟が回遊する水面において、モーターボートその他原動機を用いて推進する舟、水上スキー又はヨットを、みだりに、疾走させ、急回転し、縫航する等により、遊泳し、又は手こぎのボートその他の小舟に乗っている者に対し、危険を覚えさせるような行為をしてはならない。

一部改正〔平成18年条例71号〕

（公安委員会規則への委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

追加〔平成18年条例71号〕

（適用上の注意）

第14条 この条例の適用に当たっては、県民及び滞在者の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱しないようにしなければならない。

追加〔平成18年条例71号〕

（罰則）

第15条 第2条第2項第1号の規定に違反した者又は同項第2号の規定に違反して撮影した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第2条第2項第2号又は第3号の規定に違反した者（前項に該当する者を除く。）

(2) 第9条第1項の規定に違反した者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第2項の規定に違反した者
  - (2) 第8条第5項の規定に違反した者
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
- (1) 第2条第1項、第3項又は第4項の規定に違反した者
  - (2) 第3条の規定に違反した者
  - (3) 第4条第1項又は第2項の規定に違反した者
  - (4) 第5条第1項又は第2項の規定に違反した者
  - (5) 第6条第1項又は第2項の規定に違反した者
  - (6) 第7条第1項の規定に違反した者
  - (7) 第8条第1項、第2項又は第3項の規定に違反した者
  - (8) 第10条第1項又は第2項の規定に違反した者
  - (9) 第12条の規定に違反した者
- 5 第8条第4項の規定に違反した者は、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
- 6 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
- (1) 第7条第4項の命令に違反した者
  - (2) 第11条第2項の命令に違反した者
- 7 常習として第1項の違反行為をした者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 8 常習として第2項又は第3項の違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 9 常習として第4項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。  
一部改正〔平成4年条例22号・15年66号・18年71号・29年57号・令和2年57号〕

#### 附 則

- 1 この条例は、昭和38年4月1日から施行する。
- 2 三重県押売等防止条例（昭和31年三重県条例第76号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行前にした三重県押売等防止条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則（昭和41年10月7日三重県条例第44号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成4年3月27日三重県条例第22号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成15年12月24日三重県条例第66号）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成18年10月24日三重県条例第71号）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成29年10月17日三重県条例第57号）

- 1 この条例は、平成29年12月18日から施行する。ただし、第9条の改正規定（「同条第二項」を「同条第三項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和2年10月21日三重県条例第57号）

この条例は、令和3年1月1日から施行する。